経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第六十九条**　［略］ 2～5　［略］ 6　法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～四　［略］ 五　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項に規定する認定を受けている会社 六～十一　［略］ 7～11　［略］	（専門子会社の業務等） **第六十九条**　［略］ 2～5　［略］ 6　法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～四　［略］ 五　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第百二十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社 六～十一　［略］ 7～11　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○内閣府・財務省・経済産業省令第三号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

内閣府
沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令の一部を改正する命令

内閣府
沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令（平成二十四年財務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令 沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～五　［略］	沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令 沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○内閣・厚生労働省令第四号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［略］ ［2～6　略］	（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［同上］ ［2～6　同上］